

# 令和8年度



## 行政区 役員の手引き

白馬村キャラクター  
ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世

# 白馬村



白馬村役場 総務課  
企画政策係・集落支援員  
TEL：72-7002(直通)  
FAX：72-7001  
E-mail：somu@vill.hakuba.lg.jp

# 目 次

はじめに	p 3
1. 行政区の運営	p 4
(1) 行政区の組織と役割	p 4
① 区長の役割	p 5
② 惣代・副区長の役割	p 5
③ 会計の役割	p 5
④ 組長・伍長の役割	p 5
(2) 行政区の活動と機能	p 5
(3) 事業の進め方	p 5
(4) 規約について	p 5
(5) その他	p 6
① 移住者・転入者への対応	p 6
② 会計について	p 6
③ 個人情報の保護	p 6
④ 女性の視点の重要性	p 6
⑤ 行政区の共益費に関する判例	p 6
⑥ 二世帯同居者等への配慮	p 6
⑦ 自主防災組織	p 6
⑧ 災害時住民支え合いマップ	p 7
⑨ 認可地縁団体について	p 7
⑩ 未加入者への対応	p 8
⑪ 今後の地区の在り方について	p 8
2. 役場との連携	p 8
(1) 役場からの依頼（広報等の配布）	p 8
(2) 役場への相談や依頼	p 9
(3) 村の組織と主な事務	p 9
(4) その他の組織と主な事務	p 10
(5) 村以外の組織と主な事務	p 10
3. その他	p 10
集落支援員の設置 支援員の紹介	p 11

## はじめに

行政区（自治会・町会）は、その地域に住む人たち同士の親睦や助け合い、福祉や文化・生活環境の向上発展を図り、より住みよい地域にしようという為に結成された住民組織で、古くから様々な共同活動を行ってきました。

昔も今も持続可能な社会づくりの組織として、また日本の文化としての側面もあり、国連が推奨する SDGs にも繋がります。

現在、村内には 30 の行政区があり、それぞれ活動しています。

住民が居て、その集まりとして行政区があり、その集まりとして村が存在しています。

平成 26 年に発生した神城断層地震の際に取り上げられたように、特に災害時に重要な役割を担うこととなりますが、普段から地域の取りまとめ役として、防犯や助け合いの面でも重要な役割を担っており、村としても大切な組織です。

昨今、人口減少や少子高齢化・核家族化、住民の生活形態の変化、価値観や考え方の多様化等により、未加入世帯の増加や活動の担い手不足等の問題も生じています。

地域の人たちが日頃からふれあい、助け合える様な地域を目指し、住民が笑顔で楽しく暮らしていれば、新たに移り住む人も増えるかもしれませんし、子どもたちも帰ってきたいと思うかもしれません。

地域の暮らしやコミュニティを良くするのも、悪くするのもそこに住む人たち次第です。

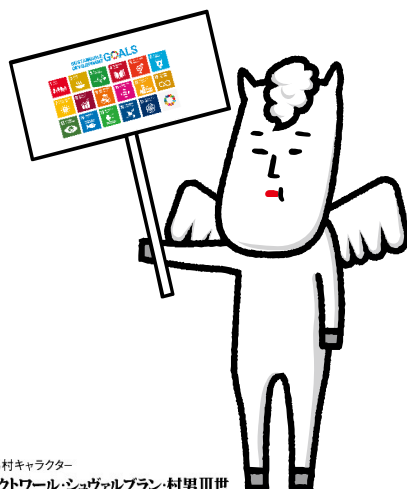
「自分たちの事は、自分たちで決めていく」、「自分たちでできることは自分たちで行う」こと、『それこそが自治』という思いで運営していただければと思います。

今後、人口が減少していく中で、行政が多種多様な要望に対応することはますます難しくなっていくことが予想され、各地区の役割が重要になっていくのではないのでしょうか。

住民と行政が共に考え共に行動していけば、より良い地域に、より良い村になっていくと思われれます。

それぞれの行政区により運営の方針や仕方も異なりますが、地区の役員を務める方のために、基本的な事項をまとめてみましたので、行政区運営の参考としていただければ幸いです。

令和 8 年 4 月



白馬村キャラクター  
ヴィクトワール・シュヴァルプラン・村男Ⅲ世

白馬村長 丸山 俊郎



## 1. 行政区の運営

行政区は、一定の地域内に住む人たちの繋がりに基づき形成された団体です。

地域をより良くするため、生活環境の維持や整備、集会施設の維持管理、防災や防犯、環境美化等の様々な共同活動を行っています。

地域には、個人では解決できないたくさんの課題があり、それを地域全体で解決していくために様々な活動をしているのが行政区であり、その代表を務めるのが区長です。

しかし、新たな問題が生じたり、区長一人では解決が難しい課題もあるため、惣代（副区長）など他の役員と課題を共有して取り組むことが重要です。地域だけで解決できそうにない場合は、集落支援員など行政とも問題を共有しましょう。たとえ解決できなくても、みんなで課題を共有することで気持ちも楽になると思いますので、決して一人で問題を抱え込まないでください。

また、区民に問題や課題を知らせ、一緒に考えていくこともとても大切です。

### (1) 行政区の組織と役割

それぞれの行政区により異なりますが、村でお願いしているのは、区長・分館長・環境衛生委員・統計調査員・防犯指導員・子ども育成会会長で、その他に複数の地区を担当する消防団分団長や民生児童委員があります。また、惣代が会計を兼ねる地区や惣代とは別に会計を置いたり、監査もしくは監事を置いている地区もあります。

役職名	役割	備考
区長	区の総括	
惣代	区長の補佐や会計	地区によっては副区長
会計	区の会計や財産の管理	地区によっては惣代
分館長	公民館・集会施設の管理・運営及び公民館活動に関すること	
環境衛生委員	ゴミ集積場の管理・運営を含む環境衛生に関すること	複数名を置いている地区もある
消防分団長	各分団の総括	分団ごとに配置
民生児童委員	住民の福祉の増進を図ること	複数地区を担当することもある
統計調査員	各種統計調査に関すること	調査のない年もある
防犯指導員	防犯に関すること	兼務の地区もある
子ども育成会会長	子どもや子ども育成会に関すること	兼務の地区もある
交通安全協会役員	交通安全に関すること	女性部もある
監査・監事	区の運営や会計の監督	ない地区もある
組長・班長・伍長等	各組の取りまとめ・連絡・調整や配布物の配布、募金集め等	区によって異なる

## ① 区長の役割

行政区のまとめ役であり、役場とのパイプ役です。

区によっては、区長が役場等との対外的な仕事を、惣代（副区長）が区内のことや祭りごとを担当する地区もあります。

規約がある区ではその規約に則った役割を、規約のない区では今までの慣習で役割を決めていると思いますので、前任の区長や歴代の経験者から話を聞くと良いと思います。誰が役員となっても区の運営ができるように、規約がない地区は規約を制定しておく良いでしょう。

## ② 惣代・副区長の役割

区長を補佐し、時には区長を代行します。区長一人に任せるのではなく、区長と連絡を密にして、問題・課題を共有しておき、区民からの質問等に答えられるようにしておきましょう。

## ③ 会計の役割

会計上の問題が生じた時には責任者となりますので、区の会計担当者というより会計責任者となります。記帳や残金の確認を溜めずに、こまめに行うことが重要で、良くわからない入出金は必ず確認を取りましょう。

総会で報告を求められますが、普段から説明できるようにしておきましょう。

## ④ 組長・班長・伍長の役割

各組（班）の取りまとめ役です。一般的には区費（自治会費）や募金等の徴収や組内の事業のまとめ役となります。組（班）内の意見を取りまとめ、役員会に上げるのも役割のひとつです。

## （2）行政区の活動内容と機能

行政区では地域の様々な課題に取り組むことによって、結果として区内全体の状況の維持・改善や区民相互の交流につながっていきます。

活動内容については、各区により異なりますが、規約で決められたものの他、総会や臨時総会・役員会等により決定し行うことになります。

例年行われている地域の保全活動や清掃活動、各種行事だけでなく、区民の健康づくりや交流に寄与するレクリエーション等を行うことも考えられます。全員参加は難しいので、有志により同好会等を作り運営を任せることにすれば役員の負担も少なく済みます。

## （3）事業の進め方

各区で様々な活動をしています。毎年決まった作業等でも、できるだけひとりで決めず、他の役員と相談しましょう。役員会に諮ることができれば良いですが、開かない場合でも他の役員と相談しましょう。できるだけ役割も分担し、一人ひとりの役割が重くならないようにすることも大切です。また、住民からの質問等に答えられるようにしておきましょう。

## （4）規約について

規約は組織を民主的に運営していくためのルールです。目的や事業・組織や役員・運営方法等について、できるだけ多くの区民が納得する内容であることが重要です。最近では移住者や転入者の増加に伴い、区への加入や区費・ゴミ集積場の利用等のトラブルも多く聞きます。それを解決するためには、区の規約を定め根拠を示すことが大切です。規約がないと事業の内容や各役



員の役割等も曖昧になるので、規約がない区はできるだけ制定しましょう。(ひな形がありますので、ご相談ください。)

また、規約のある区でも、構成員や時代の変化を考慮し、外国語での対応など柔軟に見直すことも重要です。

## (5) その他

### ① 移住者や転入者への対応

行政区(自治会等)は任意団体であり、加入拒否によるいわゆる「村八分」的な扱いについては、敗訴事例があります。また、最高裁の判例で「自治会の脱退は自由」とされています。強引な加入要請や脱退に関しては、慎重な対応をお願いしたいと思います。

また、加入の際に加入費・入区料を徴収している区もあるようですが、将来区民も減っていくことが予想される中で、加入する人が居ることはありがたいことです。区の役員の担い手になる可能性もありますので、加入費・入区料の取扱いについては皆さんで話し合ってみてください。

### ② 会計について

地区によっては、区でお寺や神社等の管理を行っているところもありますが、その収入・支出については、区の会計から切り離れた単独の特別会計としたり、神社奉賛会等の別組織として分離しておくことが望ましいとされています。

### ③ 個人情報保護について

「個人情報保護法」が改正され、行政区もその対象になっています。

個人情報とは、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号等の特定の個人を識別できるものですので、行政区の名簿等の取扱いについては、充分注意してください。

また、役員をしていると区民のプライバシーに関わることも耳にするとと思いますが、くれぐれも慎重に取り扱ってください。〔参考：行政区における個人情報取扱いの手引き〕

### ④ 女性の視点の重要性

男女共同参画社会・ジェンダー平等が謳われていますが、まだまだ女性の活躍が広がっているとは言えません。最近では、役員のなり手が居ないとか少ないという声を聞きますが、そういう時にこそ女性にも活躍いただきたいものです。

### ⑤ 区の共益費に関する最高裁判例

2005年4月に最高裁判所は、「自治会脱退は自由」という判決と共に防犯灯の電気料等の「共益費の負担は免れない」として、負担していなかった共益費の支払いを命じた判決を出しました。区に入らない人からも共益費分を負担してもらうことが可能となります。

防犯灯・街路灯の電気料金やその他の共益費の金額を集計し、規約にその旨を定めることで、未加入者に請求できる根拠となりますので、必要に応じて検討してみてください。

### ⑥ 二世帯同居者等への配慮

二世帯同居や三世帯同居者の取扱いや、一人暮らしの高齢者等の取扱いについても配慮する必要があると思います。

## ⑦ 自主防災組織について

平成 26 (2014) 年に発生した神城断層地震の際にも話題になりましたが、地域にとってとても重要な組織です。

災害が起きた時に、消防や救急隊の到着まで待っているのは、被害が大きくなる可能性もあるので、できるだけ早い現状の把握と対応が求められます。それを可能にするのは、地域の人たちで組織された自主防災組織です。緊急時の連絡体制を一本化することにより、行政や消防の素早い対応や更なる被害の拡大を防ぐことにも繋がります。



未設置の地区は、いざという時に備え結成しておきましょう。また、既に設置されている地区でも、定期的に確認や訓練をしておく必要があります。

自主防災組織とは、大規模災害等の発生による被害の防止や軽減するために地域住民が連帯・協力し合い「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織です。

## ⑧ 災害時住民支え合いマップ

災害発生時において、災害時要援護者（高齢者や障がい者等）の避難誘導や安否確認、避難所における生活支援等を的確に行うため、また、災害発生時に備えた活動として、災害時要援護者マップ（災害時支え合いマップ）を作成しておきましょう。

行政区や自主防災組織・民生児童委員による日常の見守り活動等を実施するためには、まず、災害時要援護者を把握すること、次に関係機関・団体間でその情報を共有しておくことが重要です。状況は変わるので最低でも年 1 回は見直しましょう。

上記⑦の自主防災組織と同様の対応をお願いします。

## ⑨ 認可地縁団体について

地縁団体とは、「同じ地域に住むという縁による団体」で、簡単に言えば行政区のことです。

地縁団体のうち、地方自治法に基づき村長の認可を受けた団体が「認可地縁団体」であり、法人格を取得することで、不動産登記や契約等が可能となります。

現在、村内では塩島・エコーランド・新田・堀之内・森上・飯森・内山・佐野区の 8 地区が認可を受けています。

### 1) 長所

- a 行政区(団体)の名義で不動産登記ができる。(相続等による登記の問題を回避できます。)
- b 社会的な信用が高まり、金融機関等からの融資や支援が受け易くなる。
- c 公民館の建替等への補助金である「コミュニティ助成事業」の申請要件を適える。

### 2) 短所

- a 条件に合った規約の制定が必要となる。
- b 設立や規約変更、代表者変更等の際に認可や届出が必要となる。

上記の様に短所は事務的なもので、長所の方が大きいと思います。

運営等は、基本的に従来の行政区運営と大きく変わりません。

※特に土地・建物等の不動産を持っている区においては、検討してみてください。

(説明会の開催等、詳細は役場総務課にご相談ください。)

## ⑩ 未加入者への対応

住民の価値観や近隣関係の変化と移住・転入等、区の活動に関心を持たない人が多くなり、未加入者が増えています。加入率の低下により区の活動の継続を危ぶむ声も聴かれます。

加入率低下の要因として、そもそも「区が存在を知らない。」「どんな活動をしているのか判らない。」という声も多いようです。

役場では転入の際にチラシをお渡しして、区への加入をお願いしていますが、各地区においても区の活動内容や必要性等を説明し、加入の呼び掛けをしていただくようお願いします。



※任意団体への加入であり強制はできませんので、あくまで「お願い」に留めてください。

## ⑪ 今後の行政区の在り方について

区民の減少や高齢化等により、普請や作業の際の人手不足や役員の成り手不足の話が各地区から聞こえるようになりました。村内外からのボランティアの募集や隣接する区との役員の兼任や作業の応援体制の構築、将来的には区の統合なども含めて早い段階から検討しておくことも必要かもしれません。

## 2. 役場との連携

行政区を運営していく上で、役場との情報共有は重要となります。

区民からの要望の中で、地区の中で解決できるものは区で対応していただくこととなりますが、区で対応できないものは、集落支援員や地区担当職員など役場に遠慮なくご相談ください。また、地区懇談会の開催もご検討ください。

### (1) 役場からの依頼

- ① 「広報はくば」や役場からのお知らせ等の地区配布
- ② 村や各種団体が主催する協議会等やイベントへの出席・参加
- ③ 各種会費や募金等の集金
- ④ その他、除雪の監視等

### (2) 役場への相談や依頼

- ① 道路・水路等の補修や修繕
- ② 有害鳥獣対策用の電気柵や檻の貸出等
- ③ 地域づくり事業補助金の申請・報告等
- ④ 消防設備の設置や修繕等の補助金等
- ⑤ その他（ナラ枯れ・公共交通・特定空家等）

※行政（村）では法的にも財政的にも制約があり、できないこともあることをご理解ください。

## (3) 村の組織と主な事務

令和8年4月1日現在

内 容 等	担当部署	電 話	備 考
法規/情報公開/選挙	総務課 総務係 〃 企画政策係 〃 情報まちづくり係 〃 財政係 〃 総合窓口	72-7002	
交通安全/防犯/防災/消防			
区役員の変更/認可地縁団体			
総合計画/集落支援/住民参画			
地域づくり補助金・地域通貨・ふるさと納税			
デジタル化/環境政策・省エネ・新エネ			
広報/統計/移住定住/空き家活用			
村の財政全般/財産管理			
村の施設・備品等の貸し出し・通訳サポート			
住民税/固定資産税/国保税等	税務課 徴収・課税係	85-0712	
国民健康保険/福祉/後期高齢者医療保険	住民課 住民係 〃 環境衛生係	85-0715	
戸籍/住民台帳/印鑑登録等			
不法投棄・ゴミ・公害等の環境衛生			
高齢者・障がい者等の福祉全般	健康福祉課 福祉介護係	85-0713	
健康診断・保健指導等の医療全般	〃 健康づくり係		
包括支援業務/介護予防支援等	〃 地域包括支援センター	72-6667	
観光振興等/商工振興等全般/公共交通	観光課 観光商工係	85-0722	多目的2階
農業・林業関係全般	農政課 農政係・林務係 〃 国土調査係 〃 土地改良係	85-0766	
有害鳥獣対策/農業委員会/中山間地域事業			
国土調査			
農道や農業用水路等の維持・管理・原材料支給 土地改良/ほ場整備事業/多面的機能支払制度			
村道や水路の維持・管理等（農道等を除く）	建設課 建設係	85-0724	除雪含む
原材料支給（農道等を除く）			
都市計画/建築確認/開発/景観	〃 土地利用・建築係		
上下水道関係全般	上下水道課	85-0714	
村議会/監査関係	議会事務局	85-0725	庁舎3階
収入・支払事務	会計室	85-0719	
学校教育関係（給食・通学路含む）	教育課	85-0738	ふれあいセ ンター3階
保育/育児/子育て支援等/母子保健	子育て支援課	85-8101	
ウイング21・体育施設・競技施設等の管理	生涯学習スポーツ課	72-8770	ウイング21
スキー大会等のスポーツ振興等	スポーツ振興係		
公民館/図書館/文化財/子ども育成会等	〃 生涯学習係	85-0726	ふれあいセ ンター3階
し尿処理/白馬高校支援	白馬山麓事務組合	85-5585	

#### (4) その他の組織と主な事務

内 容 等	担当部署	電 話	備 考
福祉用具や車両の貸出/デイサービス等の福祉関係等	白馬村社会福祉協議会	72-7230	ふれあいセンター1階
観光イベント等	白馬村観光局	72-7100	多目的2階
道の駅/グリーンスポーツ/村営山小屋等	白馬村振興公社	72-3788	道の駅脇

#### (5) 村以外の組織と主な事務

内 容 等	担当部署	電 話	備 考
地域振興/元気づくり支援金等 県政全般	北アルプス地域振興局	0261-22-5111	大町合同庁舎
国・県道や河川の維持・管理(砂防を除く)	長野県大町建設事務所	0261-22-5111	大町合同庁舎
砂防に関すること(県管理分)	長野県姫川砂防事務所	0261-82-3100	小谷村千国乙

### 3. その他

#### (1) 役員の任期について

行政区の役員の任期は、一般的に1年間としているところが多いと思いますが、継続した課題がある場合は、区長や関係する役員について、再任を妨げずに続けていただいた方が、円滑に進むと思われまます。ただし、他の役員や区民の協力がないと、継続して役員を引き受けてもらえないかもしれません。

また、組長・班長・伍長や他の役員は1年毎として、できるだけ大勢の人に関わってもらい、区の運営の仕方等を知ってもらうことも大事だと思います。

#### (2) 協力者を増やす

役員になりたがらない理由は、「大変だから」が一番と聞きます。

区民の中には、「それは役員の仕事」と考え、すべて役員任せにしている人もいるかもしれません。「昔からそうやってきた」と言わずに、一人ひとりが協力することで、役員の負担も減っていくのではないのでしょうか。女性も含めて、協力者を少しずつ増やしていくことも大切だと思います。

#### (3) 兼務を減らす

区長や惣代が他の委員を兼務することもあります。兼務が増えると村からの会議やイベントへの出席要請等が多くなりますので、できるだけ兼務を減らすことにより、負担の軽減もできると思います。

#### (4) 保険への加入

地区の普請や作業時には、事故による怪我等も考えられますので、イベント保険等への加入も検討することが望ましいと思われまます。農協や金融機関等で比較的安価で扱っていますので、相談してみてください。

#### (5) 行政区に対する課税について

認可地縁団体に限らず、収益事業(賃借料収入等)を行う場合は、税務申告が必要で基本的に課税されることとなりますので、注意が必要です。

## (6) 集落支援員について

白馬村集落支援員は、平成30年度から設置要綱に基づき、人口の減少や高齢化等の進行が進み、生活や産業面などの条件が厳しい集落の状況を把握するとともに、集落を支援し活性化する活動を行うために設置しています。

集落支援員の主な活動内容は次のとおりです。

- (1) 村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施する活動
- (2) 住民同士、住民と村の間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進する活動
- (3) 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策、住民と村の協働による地域の実情に応じた集落の維持活動・活性化対策を推進する活動
- (4) その他村長が集落支援、活性化対策として必要と認める活動

※安易に集落の普請に作業員として手伝ってほしいとの依頼には応じかねますのでご容赦ください。

各地区においてお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

- ・普請等の資機材が足りない。
- ・区では対応が難しい支障立木の枝払いや伐採。
- ・特定外来植物の確認や除去作業。
- ・規約を作りたい。
- ・認可地縁団体を設置したい、など。

令和8年度に集落支援員として委嘱された5名を紹介します。

- ・総務課 企画政策係 山岸 俊幸

新田区在住の支援員です。担当事務は行政区課題・集落振興支援・住民参画で、役員名簿・地区紹介票の取りまとめ・区役員の手引き等の作成と、認可地縁団体の相談等にも対応しておりますのでお気軽にご相談ください。

- ・総務課 企画政策係 神田 愛実

支援員として役場総合窓口にあります。主な業務は、役場に来る外国籍の方々の住民登録や国民健康保険、子どもの健康診断、保育園の入園手続き等、日本語だと難しい手続きを通訳してサポートすることです。村に暮らす外国人の方々が、安心して過ごせるよう引き続き業務に取り組みたいです。また白馬村ニュースレターの作成と公共施設の予約貸出しを行っております。

- ・農政課 農林係 田中 哲

主な業務は白馬村の農業振興区域の見直しで、昨年度までは現在の村内の農地の利用状況を調査して農業振興区域への編入・除外等をリスト化し、明らかに農地として利用できない土地を農業振興区域から除外する手続きを実施しました。今年度も引き続き非農地の区域除外手続きを行います。

- ・農政課 農林係 矢口 壯二

めいてつ区在住です。支障木の伐採や草刈りなど、地区で困っていることのお手伝いをしています。何かあればご相談ください。

- ・生涯学習スポーツ課 生涯学習係 小島 麻衣子

みそら野区在住の支援員です。主な担当は生涯学習に関することで、公民館活動、文化財の保護と活用、子ども会育成会の活動等について担当しています。何かありましたら、お気軽にお声かけください。